

令和元年度第4回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
令和元年 12 月 20 日（金）午前 10 時 30 分～午後 12 時
- ◆ 開催場所
練馬区役所東庁舎 7 階 702 会議室
- ◆ 出席者
出席委員 3 名（会長 ほか 2 名）
区側出席者 5 名（教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員 3 名）
- ◆ 議事
1 令和元年度指定・登録文化財の答申について
2 その他
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：0 人）
- ◆ 配布資料
令和元年度練馬区文化財保護審議会答申（写）
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
5984-2442

会議の要旨

< 会長 > 開会の挨拶

< 事務局 > 会議の成立について

< 会長 >

本日は、答申を致します。お手元に答申の写しがありますのでご覧下さい。それでは、教育委員会へ今年度の答申文をお渡しします。

< 会長 >

答申の伝達

< 教育長 >

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。只今、会長から指定および登録文化財 2 件の答申をいただきました。今年 7 月 4 日に諮問させていただき、先生方におかれましては、真剣にご審議いただき、答申をいただきましてありがとうございました。

今回の「永享八年の夜念仏板碑」は中世の民間信仰に関わる資料、「旧見留家納屋」は農家の納屋として区内に現存する数少ない建造物です。答申につきましては、今後、教育委員会に諮り、決定後は、区民の皆さんに価値をわかりやすく紹介して、まち歩きや子どもたちの教育に活用していきます。

実は先月から、11 月 29 日から 12 月 1 日にかけて、練馬区初の国際会議「世界都市農業サミット」を開催しました。ニューヨーク、トロント、ソウル、ジャカルタ、ロンドンなど 5 都市

が参加し、区内農地の視察や国際会議などを行いました。本日答申をいただきました「旧見留家納屋」などの、都市農業が盛んである練馬の特徴を示す文化財を、今後も力を入れて保護・活用していきたいと思っておりますので、一層のご協力をお願いいたします。

年の瀬も迫ってまいりまして、寒い日が続いております。委員の皆様におかれましてはぜひ、体に十分ご留意されて、お元気で新しい年をお迎えください。この一年の委員の皆さんのご尽力に感謝を申し上げて挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

<会長>

では、事務局から答申内容について説明をお願いします。

<事務局>

12月4日付けで委員の皆様にご答申の案文を送付させていただきました。前回の審議会においてご意見をいただき修正した箇所がありますので、指定1から順に担当から説明いたします。

委員の皆様にご事前に送付致しました資料について、事前にご指摘をいただき、1箇所修正しております。別紙の答申説明書、ページでは4頁の(7)にあたります。第2段落の3文目です。

当初は、「銘文等から、永享8年(1436)の秋彼岸に、血縁のないしは地縁的な人々の集まりである「一結衆」が、生きていううちにあらかじめ死後の冥福を祈る供養を意味する「逆修」のために、光明真言を唱える夜念仏供養を行い、本板碑を造立したと考えられる。」という一文でしたが、「逆修」の前にあたる「供養を意味する」の文字を削除しました。後文にも「供養を行い」という文章が続きますのでこの形にしました。

<会長>

今の説明について何かご意見がありましたらお願い致します。

ないようでしたら私から質問させていただきます。ここでの夜念仏供養は、夜念仏とは書いてはいけませんか。夜念仏と夜念仏供養とは同じ意味ですか。

<事務局>

同じ意味で用いられています。夜念仏の行事のあり方は、板碑以外の文字資料はほとんどなく不明な点が多いのですが、板碑に刻まれているのは「夜念仏供養」が多いです。

<会長>

供養は色々な意味で使われると思いますが、ここでは行事の意味でとって供養としているということでもいいでしょうか。文化財の名称は「夜念仏板碑」としてあります、辞書などでは「夜念仏」と出てきますか、「夜念仏供養」と出てきますか。

<事務局>

「夜念仏」での掲載があります。

<会長>

ここに記載するのは、光明真言を唱える「夜念仏供養」という記載ではなく、「夜念仏」ではいけないのでしょうか。

<事務局>

論文などでは「夜念仏」も「夜念仏板碑」もどちらの用語も使われています。論文の中には、武蔵型板碑の中に「供養」の文字が出てくるのは14世紀後半以降という指摘があります。板碑の中では、「夜念仏板碑」として銘文の確認できる19基の内18基が「夜念仏供養」という文字で刻まれています。『広辞苑』では、「夜念仏」は中世の謡曲の出典をもとに「よねぶつ」という読み方で出てきます。板碑の記載に即した説明書きなので夜念仏供養と記載しています。

<会長>

板碑の中では「夜念仏」ではなく、「夜念仏供養」と記載があることはわかりました。「一結衆」の文字はどうですか。

<事務局>

入るものと入らないものがあります。

<委員>

「夜念仏(よねぶつ)」が謡曲に出てくるとなると、板碑のように文字で記すと供養と書き、略称では「夜念仏(よねんぶつ、よねぶつ)」と呼んで、「夜念仏」というと「夜念仏供養」のことをいう、ということではないでしょうか。どちらかと言うと「夜念仏」という呼びの方が広まっていきますので辞典ではそちらを記載していると考えられます。ここでは、板碑の資料に即した言い方だと、「夜念仏供養」の書き方で問題ないと思います。ただ、名称としては「夜念仏板碑」というのが、通称でよろしいでしょうか。

<事務局>

学術的には「夜念仏板碑」という記載が通称として使われています。

<会長>

供養という言葉にはあいまいなことがあるので、供養をつけるのがいいのかどうかと思いました。光明真言を唱えることが夜念仏供養なのかと読み取れてしまう部分もあり、説明が難しいと思ったので質問した次第です。今回のこの文章につきましてはよく理解できました。区民の方に説明する際は、もう少しわかりやすい言葉で説明できるように準備しておいて下さい。

<事務局>

なお、前回ご指摘のございました「夜念仏(よねんぶつ)」の読み方につきまして、『広辞苑』では中世の謡曲に「よねぶつ」とあります。また、夜念仏の行事が残る地方の例では。今では「よねんぶつ」と呼ぶがかつては「よねぶつ」と呼んでいたことがあるという民俗事例があります。練馬区の場合は、民俗行事で夜念仏の記録もなく「よねぶつ」と呼んでいた記録は確認できません。今の常用漢字の音読みでは「ねん」としかないので、振り仮名としては「よねんぶつ」としたいと考えております。その点いかがでしょうか。

<会長>

今の常用漢字の読み方でそう読むからという理由では、理由にならないと思います。

<事務局>

説明を追加させていただきますと、「夜念仏(よねんぶつ、よねぶつ)」というのは仏教語ではなく民俗用語で、夜念仏のある民俗事例をもって使われ始めた用語のようです。

<会長>

「よねぶつ」と呼ばないのですかと質問を受けたらどうしますか。歴史学や民俗学では今日「よねんぶつ」ということが多いのでそれに従ったと言えればいいと思います。

<事務局>

官見の限り、論文の中では振り仮名を振っているものがないのですが、山形などの民俗例でかつて「よねぶつ」と呼称していた記録が見られます。参考までに、国指定の愛知県豊田市の綾渡の夜念仏では「よねんぶつ」と読ませています。一般的には「よねんぶつ」と読むと言えらると思います。

<委員>

『日本国語大辞典』ではどうですか。辞典はできた時点で古くなりますが、辞典での読み方は確認しておいた方がいいと思います。

<事務局>

「よねんぶつ」で出てきます。民俗学などの辞典を確認しきれていない点もございますので、追加確認が必要と思いますが、現時点では「よねんぶつ」という読み方で振り仮名を振らせていただくということによろしいでしょうか。

<会長>

今回の審議会で「よねんぶつ」と読み方にしたということでもいいと思います。

<事務局>

登録・指定2につきまして。事前に送付した文章からの修正点を申し上げます。委員から、6頁の「5の構造形式および大きさ」の括弧書きに合わせて、「6説明(1)概要」の桁行・梁間にも括弧で間尺に換算した寸法を記載することで統一してはどうかというご指摘がありました。この点につきましては、「5の構造形式および大きさ」の桁行・梁間にある括弧書きは、間取りを記載しており、寸法ではありません。「6説明(1)概要」の桁行・梁間では、括弧書きで間を寸法に換算した表記はしない方向で考えております。いかがでしょうか。

<会長>

委員はどのようにお考えでしょうか。

<委員>

誤解を招くので、括弧書きをとった方がよろしいと思います。

<事務局>

そのように致します。続きまして、委員にご指摘いただき、同じ「6説明(1)概要」の3行目「大戸には上棧が見られず」を削除しました。6行目に「太いもの」という記載を「太い柱」に変えました。同行の「板間の床組みには」の「に」を削除しました。

<委員>

補足説明ですが、上棧があるないは時代的な特徴を表すものではないので削除しました。

<事務局>

また、「6説明」(1)概要」「(2)沿革」「(3)建築の年代」に「明治期」「大正期」の記載につきまして期ではなく時代の記載の方がいいのではというご指摘をいただきましたが、区としましては、近代以降は元号で区切れず、歴史学でも時代区分論が定まっていませんので、明治期以降は期とするのが一般的になっているので明治期、大正期と記載にしました。

<委員>

明治時代でも前期、中期と出てくる場合は、明治期前期と期が続いてしまいましたが。

<委員>

近代以降はきちんとした時代区分がないので便宜的に元号で区切っていますので、今は違和感があっても、平成も平成時代と呼ぶことが一般的になってくると思います。

<会長>

期を用いると、建築の学術用語として使われているような感じを受けます。明治以降は一般的に元号で時代と用いているので、「時代」とする方がいいように思います。いかがでしょうか。

<委員>

「期」でも「時代」でも間違いではないと思いますが、文化庁の建築の方では、「時代」の表記にしています。

<委員>

歴史学の中で時代区分論の定義が定まってからというわけにもいきませんから、文化庁や官公庁では「時代」を用いるということなら、それにならっても良いのではないのでしょうか。

<会長>

時代ではなく、近代以降、明治年間という言葉に置き換えることもできますが。どうされますか。

<事務局>

一般にわかりやすく「時代」に変えるようにします。

<会長>

「(3)建築の年代」の「江戸時代末期」という表記も、確かな年代がわからないのであれば、江戸時代末ではいかがでしょうか。

<事務局>

江戸時代末に修正します。続いて「(2)沿革」の1~3文目に「元の所有者の見留家は、練馬区北部の旧橋戸村、(中略)初代見留多吉の代に、隣地に分家した。2代目の見留勝(明治29年(1896)に改名)は、」とありますところ、「元の所有者である見留家は、練馬区北部の旧橋戸村、(中略)初代見留多吉の代に、隣地に分家した。2代目の見留勝は、明治29年(1896)に家督を相続し、」と修正しました。

見留勝が改名したとしておりましたが、家督相続の年がわかりましたので修正しました。

<会長>

ここでいう初代とは、いつの初代のことですか。

<事務局>

隣地に分家した見留家の初代のことです。

<会長>

1行目の説明が、本家の位置を説明しているように読めてしまいます。

<委員>

そうですね、元の所有者という言葉が入ると、元の見留家というのが本家に読めてしまいます。

<会長>

納屋が元はどこに位置していたのかを示したい文章なのですか。

<委員>

「隣地に分家して、その敷地に納屋が建てられ」と書くのがわかりやすいですが、いかがでしょうか。

<会長>

では、元の所有者をとって、「見留家は、練馬区北部の旧橋戸村、(中略)初代見留多吉の代に、隣地に分家した。」はどうでしょうか。

<委員>

「この納屋が最初に建っていた見留家は」と入れた方がわかりやすいです。

<会長>

「この納屋が最初に建っていた見留家の敷地は」と敷地を入れますか。

<事務局>

そうしましたら、2文目の始まりは「当家は」をつけることにします。一度読み上げてみます。「この納屋が最初に建っていた見留家の敷地は、練馬区北部の旧橋戸村、(中略)当家は初代見留多吉の代に、隣の本家から分家した。」

<会長>

「敷地」と「当家」はとりましょうか。一度読み上げてみて下さい。

<事務局>

「この納屋が最初に建っていた見留家は、練馬区北部の旧橋戸村、(中略)初代見留多吉の代に、隣の本家から分家した。」

<会長>

その方がいいです。では、他にご意見ございますか。ないようですので、令和元年度の文化財登録・指定の答申の伝達を終わります。

その他で事務局から何かありますか。

<事務局>

答申後の流れの説明

<会長>

その他で何かございますか。

<文化・生涯学習課長>

報告事項としまして、来年の予定ですが、2月16日の日曜日に、生涯学習センター・ホールにおいて「第19回郷土芸能 ねりま座」が開催されます。区内お囃子の16団体のうちの4団体によるお囃子が演じられます。また、客演は、説経浄瑠璃の都指定無形文化財保持者である若松若太夫と、八王子車人形の都指定無形文化財保持団体である西川古柳座を招きます。説経節にあわせて、人形芝居が演じられます。報告事項は以上です。

<会長>

これをもちまして令和元年度の審議会を終了します。ありがとうございました。